

昭和二十二年政令第二百一十五号

災害救助法施行令

(災害の程度)

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。(救助の種類)

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 死体の捜索及び処理
二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(救助の程度、方法及び期間)

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることとおりとする。

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

一 医師、歯科医師又は薬剤師
二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
三 土木技術者又は建築技術者
四 大工、左官又はとび職
五 土木業者又は建築業者及びこれら者の従業者
六 鉄道事業者及びその従業者
七 軌道経営者及びその従業者
八 自動車運送事業者及びその従業者
九 船舶運送業者及びその従業者

十 港湾運送業者及びその従業者

(実費弁償)

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

(都道府県知事等が管理することができる施設)

第六条 法第九条第一項の規定により都道府県知事等が管理することができる施設は、次のとおりとする。

一 病院、診療所又は助産所

二 旅館又は飲食店

(扶助金の種類)

第七条 法第十二条の扶助金(以下「扶助金」という。)は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種類とする。

(支給基礎額)

第八条 前条に規定する扶助金(療養扶助金を除く。)は、支給基礎額を基準として支給する。

2 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

一 法第七条の規定により救助に関する業務に従事した者(以下「従事者」という。)のうち、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病的発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額。

2 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事等が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、標準収入額を基準として都道府県知事等が定める額とする。

三 法第八条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第五条に規定する給付基礎額の例により都道府県知事等が定める額。

(療養扶助金)

第九条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかる場合においては、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
六 移送

(休業扶助金)

第十条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合には、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に對しては、同項の規定にかかわらず、その受けれることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないとときは、その差額を支給する。

(障害扶助金)

第十一條 従事者又は協力者の負傷又は疾病が治つた場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害扶助金を支給する。

2 前項の規定により算定した額と当該都道府県等が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県等の当該年度における災害救助基金の最少額を超過する場合には、当該都道府県等が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

附則

抄

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和十年勅令第二十号（罹災救助基金の貯蓄額に関する勅令）は、これを廃止する。

附則

（昭和二十二年一二月一七日政令第二九〇号）

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則

（昭和三四年七月一日政令第二五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（昭和三七年七月九日政令第二八九号）

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、この政令による改正後の第二十三条の規定は、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

附則

（昭和三八年四月一三日政令第一二八号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附則

（平成六年九月二日政令第二八二号）抄

（施行期日）

この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附則

（平成一一年一二月八日政令第三九三号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則

（平成一一年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則

（平成一四年一月一七日政令第四号）抄

（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則

（平成一八年八月一一日政令第二六六号）

（施行期日）

この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則

（平成一八年八月一一日政令第二六六号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（平成一九年一月一七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則

（平成一九年一月一七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則

（平成一八年八月一一日政令第二六六号）

（施行期日）

この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則

（平成一八年八月一一日政令第二六六号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（平成一九年一月一七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）

この政令は、内閣法の日前に支給すべき事由の生じた災害救助法施行令第十七条に規定する障害扶助金の支給については、なお従前の例による。

附則

（平成二三年七月六日政令第二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（平成二五年九月二六日政令第二八五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則

（平成三〇年一二月一八日政令第三五九号）抄

（施行期日）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則

（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

附則

（平成三〇年一二月一八日政令第三五九号）抄

（施行期日）

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

附則

（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）

この政令は、災害救助法施行令第九条第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

附則

（新災害救助法施行令）

（施行期日）

第三条及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

（新災害救助法施行令）

（施行期日）

第二条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法第二条に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事の定めについては、第二条の規定による改正後の災害救助法施行令（以下この条において「新災害救助法施行令」という。）

附則

（新災害救助法施行令）

（施行期日）

第三条及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

（新災害救助法施行令）

（施行期日）

施行令第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

（新災害救助法施行令）

（施行期日）

この政令は、災害救助法施行令第三条第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

附則

（新災害救助法施行令）

（施行期日）

第三条及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第一条関係）	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一、〇〇〇人以上〇〇〇人未満	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇人以上二〇〇人未満	一、五〇〇	一、五〇〇
一、〇〇〇人以上三〇〇人未満	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一、〇〇〇人以上四〇〇人未満	三、〇〇〇	三、〇〇〇
一、〇〇〇人以上五〇〇人未満	四、〇〇〇	四、〇〇〇
一、〇〇〇人以上六〇〇人未満	五、〇〇〇	五、〇〇〇
一、〇〇〇人以上七〇〇人未満	六、〇〇〇	六、〇〇〇
一、〇〇〇人以上八〇〇人未満	七、〇〇〇	七、〇〇〇
一、〇〇〇人以上九〇〇人未満	八、〇〇〇	八、〇〇〇
一、〇〇〇人以上一〇〇〇人未満	九、〇〇〇	九、〇〇〇
一、〇〇〇人以上一五〇〇人未満	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一、〇〇〇人以上二〇〇〇人未満	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
一、〇〇〇人以上三〇〇〇人未満	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
一、〇〇〇人以上四〇〇〇人未満	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
一、〇〇〇人以上五〇〇〇人未満	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
一、〇〇〇人以上六〇〇〇人未満	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
一、〇〇〇人以上七〇〇〇人未満	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
一、〇〇〇人以上八〇〇〇人未満	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
一、〇〇〇人以上九〇〇〇人未満	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
一、〇〇〇人以上一〇〇〇〇人未満	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇
一、〇〇〇人以上一五〇〇〇人未満	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
一、〇〇〇人以上二〇〇〇〇人未満	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇
一、〇〇〇人以上三〇〇〇〇人未満	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇
一、〇〇〇人以上四〇〇〇〇人未満	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇
一、〇〇〇人以上五〇〇〇〇人未満	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
一、〇〇〇人以上六〇〇〇〇人未満	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
一、〇〇〇人以上七〇〇〇〇人未満	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇
一、〇〇〇人以上八〇〇〇〇人未満	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇
一、〇〇〇人以上九〇〇〇〇人未満	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇
一、〇〇〇人以上一〇〇〇〇〇人未満	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇
一、〇〇〇人以上一五〇〇〇〇人未満	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

五〇、〇〇〇人以上	二〇〇、〇〇〇人未満	四〇	
一〇〇、〇〇〇人以上	三〇〇、〇〇〇人未満	五〇	
三〇〇、〇〇〇人以上		七五	
別表第四（第一条関係）			
都道府県の区域内の人口			
一、〇〇〇、〇〇〇人未満		五、〇〇〇	住家が滅失した世帯の数
一、〇〇〇、〇〇〇人以上	二、〇〇〇、〇〇〇人未満	七、〇〇〇	
二、〇〇〇、〇〇〇人以上	三、〇〇〇、〇〇〇人未満	九、〇〇〇	
三、〇〇〇、〇〇〇人以上		一一、〇〇〇	